

# 品川区議会における政務活動費に関する運用指針

平成 25 年 3 月 制定

改正 平成 27 年 3 月

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項及び品川区議会における政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づき、品川区議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、議会における会派(条例第2条における「会派」。以下「会派」という)または会派に属さない議員に対して交付されるものである。

また、政務活動費の用途については、条例第7条に範囲を定めており、条例第7条第2項の規定により、政務活動に要する経費以外に充ててはならないことと定められている。本指針は政務活動費を支出するにあたって、透明性の確保、より適正な執行を図ることを目的に定めるものである。

## 1 基本的な考え方

### (1)会派または議員交付の原則

政務活動費は、会派または会派に属さない議員が行う政務活動に対して交付されるものであり、会派または議員の実施する政務活動を具体的に決定し、必要な経費に支出する。

### (2)実費弁償の原則

政務活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲での実費を弁償する。

### (3)領収書添付の原則

領収書その他証拠書類については、すべての支出に添付する。

## 2 用途の範囲および運用指針(第7条関係)

### (1)調査研究費

品川区の事務および地方行財政に関する調査研究に要する経費ならびに調査を委託する場合の経費

(調査委託費、国内視察調査費、海外での調査研究費、翻訳料、会費、交通費、宿泊費 等)

#### 【運用】

- ・委員会に付託された事件等を審査、調査するための独自の現地視察経費、専門性の高い調査事務または業務に関する委託経費、視察に伴う諸経費等を計上すること。
- ・視察報告書兼計算書[参考様式第1-1~3号]を作成し、収支報告書に添付すること。

## (2)研修費

研修会、講習会を実施する経費および他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費

(会場借上げ費、機材借上げ費、講師謝金、負担金、会費、交通費、宿泊費 等)

### 【運用】

- ・議員の資質の向上のための研修経費を計上すること。
- ・講師謝金は社会通念上妥当と思われる金額とすること。
- ・研修報告書兼計算書[参考様式第2-1~3号]を作成し、収支報告書に添付すること。
- ・会派または議員が雇用する職員の参加に要する経費の計上も可とする。

## (3)会議費

各種会議に要する経費および参加経費

(会場借上げ費、機材借上げ費、資料印刷費、参加費 等)

### 【運用】

- ・会派または議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等への参加に要する経費を計上すること。
- ・区政に係る会議について計上すること(区内または近接地)。

## (4)資料費

議会審議に必要な資料を独自に作成するために要する経費および調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

(印刷・製本代、原稿料等、書籍購入代、新聞雑誌購読料、映像資料購入代 等)

### 【運用】

- ・領収書に書籍名・資料名等の記載が無い場合は、台紙に記入すること。
- ・新聞雑誌等は、私的な購入との誤解を生じないように注意すること。
- ・スポーツ・娯楽性の高いものの定期購読に充てないこと。

## (5)広報活動費

議会活動および区政に関する政策等の広報活動に要する経費

(原稿料、広報紙、報告書等印刷費、送料、報告会場の借上げ費、従事者謝礼、動員費、ポスター作成経費、交通費 等)

## 【運用】

- ・区内での支出を原則とすること。  
(例: SUICA 等の現金チャージ式のカード利用・入金等)
- ・会派における報告書等印刷経費については、紙面の2分の1以上に会派活動等を掲載したものを対象とすること。また、見積書等内容の確認できるものと現物を提出すること。

## (6)事務費

事務遂行に必要な経費

(事務用品、備品、事務機器購入・リース代、ホームページ開設・維持費、資料印刷費、通信費、送料 等)

## 【運用】

- ・事務所経費、名刺、携帯電話料金は不可とする。
- ・3万円以上の備品は、備品台帳[参考様式第7号]を作成し、備品シールを貼り、保有状況を管理すること。
- ・備品購入にあたっては、規格・性能は、社会通念上、政務活動に必要な範囲とすること。
- ・更新、買い替えは頻繁に行わず、適切なサイクルによること。
- ・リースにするか、購入するか充分検討し対応すること。
- ・パソコンは金額にかかわらず、備品台帳に記載し保有状況を管理すること。
- ・パソコンを買い替える場合は原則4年とし、4年未満の買い替えの場合は、理由(故障・OS変更等)を明記すること。なお、買い替え・廃棄の場合は情報管理に十分配慮すること。また、議員でなくなった時は、会派の別の議員に引き継ぐか、引き継ぐことができない場合は事務局に返還すること。
- ・郵便物の大量発送は原則料金別納を利用すること。
- ・郵券は、消耗品受払簿[参考様式第5号]を作成し、保有状況を管理すること。

## (7)人件費

会派または議員の活動を補助する職員および臨時職員を雇用する経費

(給料、手当、社会保険料、賃金 等)

## 【運用】

- ・各会派または議員が勤務実績を管理すること。
- ・領収書に、勤務期間や勤務内容を記載すること。  
(例: 勤務期間「〇月分」「〇月〇日から〇日分」、  
勤務内容「パソコン入力」「発送準備」等)  
(なお領収書には署名押印が必要である。)

### 3 共通する運用

#### (1)領収書にかかわるもの

- ・収支報告書への添付は、日付順とすること。
- ・日付の未記入や誤記入が無いよう、受け取り時に確認すること。
- ・発行者の所在地、連絡先、代表者名等が記載されていること。
- ・宛先は会派名(議員個人で交付を受けている場合は、議員名)とすること。
- ・領収書に用途を記入すること。
- ・領収書への書き込みや加工はしないこと。ただし、補足事項等が必要な場合は台紙に記入すること。
- ・政務活動費の対象となるものと対象外のものを同時購入しないこと。
- ・感圧紙の領収書やレシート等で、印字が薄く、判別が困難なものについては、別途支払証明書を作成し、添付すること。
- ・支払証明書は、条例第8条における経理責任者または議員が作成すること。
- ・支払証明書の作成日は各四半期の最終日とすること。
- ・支払証明書を作成する際には、支払日や支払先だけでなく、内容も記載すること。

(例:「〇月分コピー機リース料」等)

#### (2)その他

- ・契約書等の関係書類を整理・保管すること。
- ・タクシーのクーポン券利用については、購入時の領収書は計上せず、乗車時の領収書のみ計上すること。
- ・タクシーの区内の迎車料金は原則認めない。ただし、地方で利用した場合等は、理由を明記すること。
- ・タクシー利用に要する経費の計上については、タクシー利用報告書(会派提出用)・タクシー利用報告書(議員提出用)・タクシー領収書添付台帳[参考様式第3-1~3号]を作成し、収支報告書に添付すること。  
ただし、視察・研修時のタクシー利用については、それぞれの報告書兼計算書に経費を計上すること。
- ・ガソリン代に要する経費の計上については、議員1人につき月額5千円を上限とし、ガソリン代支出報告書(会派提出用)・ガソリン代支出報告書(議員提出用)・ガソリン代領収書添付台帳[参考様式第4-1~3号]を作成し、収支報告書に添付すること。  
ただし、視察・研修におけるガソリン代の支出は、それぞれの報告書兼計算書の中で計上することとし、月額上限5千円には含めないものとする。
- ・振込手数料は台紙に記入し、計上もれが無いよう注意すること。
- ・SUICA等の現金チャージ式のカードの利用は、議員1人につき1枚のみとし、I

- Cカード登録簿[参考様式第6号]を作成し、保有状況を管理すること。
- ・SUICA等の現金チャージ式のカード利用については、チャージの時の領収書と使用区間・運賃等の記録が履歴として印字されたものを添付すること。
  - ・支払いにおいて実質的な値引きとなるポイントが発生した場合は、支払額から支払により発生したポイント分の金額を差し引いたものを計上すること。

## 4 政務活動費からの支出が不適當な経費

政党活動や政治活動経費、私的な経費、交際費的な経費、飲食費は不適當な支出となる。

(参考事例)

### (1)政党活動経費

- ・党費および党大会参加に要する経費
- ・政党の広報紙等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所の設置及び維持等に要する経費

### (2)選挙活動経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・国政、都政選挙等における各種団体への支援依頼活動に要する経費

### (3)後援会活動経費

- ・後援会の広報紙等の印刷及び発送等に要する経費
- ・後援会事務所の設置及び維持等に要する経費

### (4)私的経費

- ・冠婚葬祭や祝賀会等の出席に要する経費
- ・見舞い、餞別、中元、歳暮、電報、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費
- ・観光等の旅行に要する経費
- ・町会費、自治会費等の個人の立場で加入している会費等に要する経費

### (5)飲食にかかわる経費

- ・各種団体の新年会等の親睦会や飲食を伴う会合の参加に要する経費